

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 13 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第11号

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築基準法施行細則（昭和35年新潟県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（地区建築主事の分掌事務）</p> <p>第3条 地域振興局に勤務する建築主事（以下「地区建築主事」という。）は、法第6条第1項各号に掲げる建築物の確認（確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物（法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、<u>法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等</u>（以下この項において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物の確認を除く。）に関する事務を行う。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 地区建築主事は、法第7条の6第1項第2号又は法第18条第24項第2号（これらの規定を法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物、建築設備又は工作物の仮使用の認定の事務を行う。</p> <p>（書類の経由）</p> <p>第5条 次に掲げる書類は、建築物、工作物又は敷地の所在地を所管する地域振興局長を経由しなければならない。</p> <p>(1) 法第6条の2第5項（法第87条第1項、<u>第87条の4</u>（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認審査報告書</p> <p>(2) 法第7条の2第3項（<u>法第87条の4</u>（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する検査の引受けを行つた旨の通知</p> <p>(3) 法第7条の2第6項（<u>法第87条の4</u>（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する完了検査報告書</p> <p>(4) 法第7条の4第2項（<u>法第87条の4</u>（法第88条第2項において準用する場合を含む。）及び第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する検査の引受けを行つた旨の通知</p>	<p>（地区建築主事の分掌事務）</p> <p>第3条 地域振興局に勤務する建築主事（以下「地区建築主事」という。）は、法第6条第1項各号に掲げる建築物の確認（確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物（法第85条第5項又は第6項の仮設興行場等（以下この項において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物の確認を除く。）に関する事務を行う。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 地区建築主事は、法第7条の6第1項第2号又は法第18条第24項第2号（これらの規定を法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物、建築設備又は工作物の仮使用の認定の事務を行う。</p> <p>（書類の経由）</p> <p>第5条 次に掲げる書類は、建築物、工作物又は敷地の所在地を所管する地域振興局長を経由しなければならない。</p> <p>(1) 法第6条の2第5項（法第87条第1項、<u>第87条の2</u>（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認審査報告書</p> <p>(2) 法第7条の2第3項（<u>法第87条の2</u>（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する検査の引受けを行つた旨の通知</p> <p>(3) 法第7条の2第6項（<u>法第87条の2</u>（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する完了検査報告書</p> <p>(4) 法第7条の4第2項（<u>法第87条の2</u>（法第88条第2項において準用する場合を含む。）及び第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する検査の引受けを行つた旨の通知</p>

(5) 法第7条の4第6項（法第87条の4（法第88条第2項において準用する場合を含む。）及び第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査報告書

(6) (略)

(特定建築設備等の定期報告の時期)

第12条の2 省令第6条第1項又は省令第6条の2の2第1項の規定による報告の時期は、1年ごととし、法第87条の4又は法第88条第1項において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月とする。

(許可申請書等の添付書類)

第23条 (略)

2 (略)

3 省令第10条の4の5第1項第4号及び省令第10条の4の8第1項第3号の規定により規則で定める図書又は書面は、第1項に規定する図書(付近見取図及び配置図を除く。)及び書面とする。

4 (略)

(5) 法第7条の4第6項（法第87条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）及び第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査報告書

(6) (略)

(特定建築設備等の定期報告の時期)

第12条の2 省令第6条第1項又は省令第6条の2の2第1項の規定による報告の時期は、1年ごととし、法第87条の2又は法第88条第1項において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月とする。

(許可申請書等の添付書類)

第23条 (略)

2 (略)

3 省令第10条の4の4第1項第4号及び省令第10条の4の7第1項第3号の規定により規則で定める図書又は書面は、第1項に規定する図書(付近見取図及び配置図を除く。)及び書面とする。

4 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。